

重 要 事 項

※下記の項目はトゥリバー地区マリーナ利用において特に重要視されますので、他の資料も含めご確認ください。

ご不明な点等ございましたら、港湾課までご連絡くださいますようお願い致します。

- 1 **提出期限内**に使用許可申請書に必要な書類を、提出すること。
- 2 申請者と船舶検査証書の所有者の名義を統一すること。
- 3 艇の売買は関知しないが、売買した時点で艇に許可されていたバースは継続使用できないとする。
(※売買された艇に施設利用の権限は継承できません。【バース売買の禁止】)
- 4 宮古島市長より許可を受けた者及び許可を受けた船舶のみ使用可能で指定された場所以外に艇を置いてはならない。
- 5 **使用者等は次の各号に該当する行為をしてはならない。**
 - ① マリーナ施設内で営利行為を行うこと。
 - ② 施設を使用する権利を譲渡し、もしくは担保に供し、又は転貸すること。
 - ③ 共同浮棧橋に利用時間外着岸し続けること。
- 6 マリーナの管理者(宮古島市)は、艇の衝突、接触等の事故又は火災、地震、津波、台風、その他不可抗力の災害による艇の破損又は盗難等の損害についてはその責任を負わない。
- 7 使用者等は、災害や点検等がある際には安全を図り、かつ他の艇に被害を及ぼさないように十分な措置を講じなければならない。
- 8 使用者等は、海上衝突予防法、船舶法、船舶職員法、その他関係法令ならびに宮古島市港湾施設管理条例、同条例施行規則、トゥリバー地区マリーナ施設使用条件及びトゥリバー地区マリーナ施設使用者心得等を遵守しなければならない。
- 9 **使用者等が次の各号のひとつに該当する場合には、管理者(宮古島市)は使用許可を取り消し、又は原状回復を命ずることがある。当該処分により使用者等にいかなる損害が生じても管理者はその補償を行わない。**
 - ① 管理者の指示に従わなかった場合。
 - ② 公序良俗に反する行為があった場合。
 - ③ 施設破損し又は減損する恐れがあると認められた場合。
 - ④ 許可条件に違反した場合。
 - ⑤ その他、管理上支障がある場合。

お問い合わせ先
宮古島市建設部港湾課
担 当：前里、洲鎌
TEL：0980-72-4876
FAX：0980-72-0634